

大切なお知らせ②

臨時福祉給付金について

消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、低所得の方に対して臨時的な措置として給付金が支給されます。

【支給対象者】

平成27年1月1日に鬼北町に住民登録がある方で、平成27年度分町県民税(均等割)が課税されない方

ただし、町県民税が課税されている方の扶養親族等(※)や生活保護を受けている方などは対象外です。

※扶養親族等とは…税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族(16歳未満の年少者含む)、青色申告専従者および事業専従者です。

【支給金額】

支給対象者1人につき6千円です。

【支給開始時期】

平成27年10月から支給予定です。

【問い合わせ】

- ◆「自分は支給対象者なの?」など課税状況等に関する内容については…

鬼北町役場 税務課 課税管理係
内線2122・2123

【申請期間】

平成27年7月15日から

平成27年10月15日まで

【申請窓口】

鬼北町役場 保健福祉課 社会福祉係
または 鬼北町役場 日吉支所

【申請手続】

申請書により、期間内に窓口で申請手続をしてください。なお、支給対象となる可能性のある方については、7月10日までに申請書を郵送することとしていますが、給付金の支給対象者と思われるにも関わらず申請書が届かない場合にはお問い合わせください。

※申請書が届いた方であっても、必ずしも支給対象となるわけではありません。あらかじめご了承ください。

- ◆その他の臨時福祉給付金全般に関する内容については…

鬼北町役場 保健福祉課 社会福祉係
内線3111・3112

※内容により、それぞれの課で対応いたします。

ご不便をおかけしますが、ご了承ください。

臨時福祉給付金をよそおった 振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください。

臨時福祉給付金に関して、ATM(銀行やコンビニエンスストアなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは絶対にありません。また、臨時福祉給付金を支給するために、手数料などの振込をお願いすることは絶対にありません。

不審な電話や不審な郵便物が届いた場合には、迷わず110番または所轄の警察署にご連絡ください。

◆鬼北交番 ☎0895-45-1144

◆宇和島警察署 ☎0895-22-0110